株式会社メルペイ 代表取締役 山本 真人 様

> 特定適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者機構日本 代表理事 副理事長 佐々木幸孝

## 申入書

この間の当機構からの問合せに対し、真摯にご対応いただき、ありがとうございます。 当機構からの問い合わせに対して、貴社から延滞額に対する14.6%を超える金額から初回の事務手数料300円を控除した金額を自主返金する旨の回答をいただいております。消費者の負担を大きく軽減する内容であり、当機構としても貴社の決断を評価いたします。しかしながら、何故初回の事務手数料300円を控除するのか理解できませんので、以下の申し入れをいたします。

本書への回答を、3月14日までに当方に到着するよう書面でお送りください。 ご多用のところとは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

なお、本申入れ及びこれに対する貴社からの回答につきましては、一定の結論を得た 段階で当機構ウェブサイトにて公表をいたしますことを申し添えます。

記

### 1 申入れの趣旨

- (1) 貴社は、後記対象消費者目録1の対象消費者に対し、延滞事務手数料が利用残高に対して年率14.6%を超える部分について返金措置をとられるよう求めます。
- (2) 貴社は、後記対象消費者目録2の対象消費者に対し、徴収した延滞事務手数料全額の返金措置をとられるよう求めます。

### 2 申入れの理由

- (1) 貴社は、メルペイスマート払いを利用した顧客に、利用日の翌月末日までに利用額を支払えばよいが、その支払期限に延滞が生じた場合は、利用金額にかかわらず、利用日の翌々月の1日に延滞事務手数料として金300円を徴収しており、その後も延滞が解消されない場合には毎月1日、15日毎に300円宛を徴収していました。貴社の延滞事務手数料は、実質的には支払いの延滞から当然発生する損害賠償額の予定又は違約金ということができます。
- (2) 消費者契約法9条2号は、消費者が消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部または一部を支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に関し、これらを合算した額が、支払い期日の翌日から、その支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、支払うべき金額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超える場合は、その超える部分は無効となる旨定めています。
- (3) 貴社のメルペイスマート払いの場合、支払期日に延滞するとその翌日に300 円の延滞事務手数料が発生することになります。その結果延滞1日目に延滞が解消 された場合、75万円以下の利用額では年14.6%を超える損害賠償額が徴収さ れることになり、14日目に延滞が解消された場合でも5万3571円以下の利用 額では、やはり年14.6%を超える損害賠償額が徴収されることになります。

貴社の自主返金提案は、利用額に対して年14.6%の損害賠償額に加えて初回の延滞事務手数料300円分は返還しないとするものですから、やはり消費者契約法9条2号に照らして不当に利得しているものと考えざるを得ません。

(4) 貴社は、利用代金額の多寡にかかわらず、一律に延滞事務手数料300円を徴収していました。その結果きわめて少額の利用者ほど過酷な結果が生じています。わずか半月で利用代金と同額あるいは数倍の損害賠償金を支払わざるを得ない事案が生じています。このような事態は正に暴利行為であり、民法90条の公序良俗に反するもので、例え延滞事務手数料の名目であっても、それ自体無効で延滞事務手数料自体を返金すべきであると思われます。

利息制限法が、遅延損害金の利率の最高限度を29.2%としていることから考え、延滞が解消された時点で、これを上回る延滞事務手数料を徴収している場合は、

公序良俗に反するものと考えます。

(5) 上記の考え方によれば、延滞している利用残高に対して年14.6%を超える 延滞事務手数料を支払った消費者(貴社の自主返金案によってもなお対象消費者が 発生します)には、年14.6%を超える延滞事務手数料の返金を行うべきことに なり、そのうち延滞している利用残高に対して年29.2%を超える延滞事務手数 料を支払った消費者には、受け取った延滞事務手数料そのもの自体を返金すべきで あると考えます。

# 対象消費者目録1

貴社とのメルペイスマート払いに関する約定にもとづき、延滞している利用残高 に対して年14.6%を超える延滞事務手数料を支払った消費者。但し、対象消費 者目録2記載の者を除く。

### 対象消費者目録2

貴社とのメルペイスマート払いに関する約定にもとづき、延滞している利用残高 に対して年29.2%を超える延滞事務手数料を支払った消費者。

以上